

概 要 版



# 白井市 第3次地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画

再犯防止推進計画

～しろい支え愛プラン～



白井市



## 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域における人と人とのつながりを基本として、日常的に助け合い、支え合いながら、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていける「地域での支え合いによる福祉（地域福祉）」の実現を目的としています。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭内や地域のつながりの希薄化が危惧されています。また、高齢者、障がい者、子どもなど、対象ごとの対応が困難な多様化・複雑化した課題が浮き彫りになっており、これまでの福祉制度やサービスだけでは、十分に対応しきれない状況が生じています。こうした現状を受け、地域全体で柔軟かつ包括的に支え合う仕組みの構築が一層求められています。

白井市では、福祉・健康に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「白井市第3次地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」(以下、「本計画」)を策定しています。

また、健康づくりや高齢者、障がい者、子育て支援など、対象者や分野ごとに計画を策定していますが、地域福祉計画は、これら個別計画を地域での支え合いという視点から横断的につなぐことで、地域共生社会の実現を目指します。

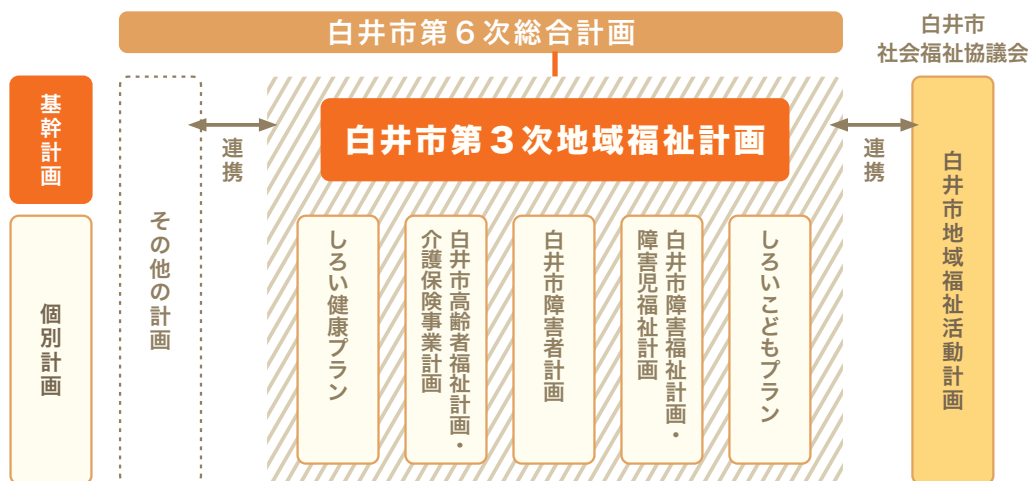
## 計画の位置付け

### 計画の法的根拠

本計画は3つの計画を包含します。

- 社会福祉法第107条が定める「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項が定める「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項が定める「再犯防止推進計画」

【本計画の位置付け】



### 白井市の関連計画等との位置付け

本計画は、白井市第6次総合計画中で健康・福祉分野の基幹計画として位置付けられています。なお、白井市社会福祉協議会が策定する「白井市地域福祉活動計画」と本計画の【めざす姿】を共有しながら、地域福祉の推進に向けて協働します。

## 計画の期間

本計画の期間は、第6次総合計画の基本構想と同様に、令和8年度から令和17年度までの10か年とします。また、第6次総合計画前期基本計画の最終年度である令和12年度に中間見直しを行います。

# 地域で共に支え合い 誰もが笑顔で 心身とも健康に暮らせるまち

高齢者や障がいのある人、子ども、誰もが笑顔あふれる幸せな日々を送りながら、生きがいを持って心豊かで健康に暮らせるまちを創る、そのような思いから設定しました。

本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置付けていることから、

【めざす姿】は本計画及び健康・福祉分野の  
各個別計画により実現していきます。



## 基本目標

## 1

## つながりのある地域づくり

地域のつながりの希薄化が危惧される中で、誰もが孤立せず、安心して暮らし続けられるよう、人々とのつながりを育むことが大切です。市民一人ひとりが自分らしく地域と関われるよう、交流の機会や活動の場、移動手段などを整え、共に支え合う地域づくりを推進します。

- 1-1 社会参加の促進
- 1-2 交流・活動の拠点づくり
- 1-3 移動手段の充実

## 基本目標

## 2

## 支え合いの仕組みづくり

誰もが安心して暮らせる地域を実現するためには、日頃から支え合いの意識を高め、いざというときに支え合える仕組みが大切です。福祉を自分ごととして捉える意識付けや、地域で活動する人材の育成を進めるとともに、災害時に対応できる支援体制や地域防災力の強化を図り、持続可能な支援の仕組みをつくります。

- 2-1 意識啓発・人材育成
- 2-2 災害時に備えた体制強化

## 基本目標

## 3

## 誰一人取り残さない体制づくり

地域課題の多様化・複雑化が進む中、誰一人取り残すことなく、必要な支援が確実に届く仕組みづくりが求められます。誰もが安心して相談でき、適切な支援につながる体制を整備するとともに、複合的な課題やみえにくい困りごとにも対応できるよう、関係機関の連携による包括的な支援体制を強化します。

- 3-1 包括的な支援体制づくり
- 3-2 健康・福祉サービスの充実

## 各分野の方針

### 地域福祉

誰もが地域の一員として共に支え合い、安心して暮らせるよう、福祉意識の醸成や地域の関係づくりを進めます。また、支援が必要な人に適切な支援が届く仕組みを整備します。

- ① 地域における助け合い・支え合いの推進
- ② 誰もが安心して暮らせる環境の整備
- ③ 必要な支援が適切に届く仕組みの構築
- ④ 切れ目のない継続的な支援体制の強化
- ⑤ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】
- ⑥ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

### 健康づくり

市民一人ひとりが心身共に健康で充実した生活を送れるよう、まち全体で健康づくりにつながる仕組みや社会環境を整えます。また、市民・地域・行政が互いに協力し、健康づくりや食育、歯科口腔保健、自殺対策などの取組を推進することで、「健康寿命」の延伸を目指します。

- ① 生活習慣の改善
- ② 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ③ 食育の推進
- ④ 歯科口腔保健の推進
- ⑤ 自殺対策の推進

### 高齢者福祉

介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保します。また、介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる仕組みづくりを推進します。

- ① 地域包括ケアシステムの推進
- ② 介護予防と社会参加の推進
- ③ 地域での生活の継続
- ④ 持続可能な仕組みづくり

### 障がい者福祉

障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、共に生き、共に参加できる地域の実現を目指します。

- ① 地域での自立生活への支援の推進
- ② 社会参加の支援・促進
- ③ 快適で人にやさしいまちづくりの推進

### 子育て支援

こどもへの必要なサポートが18歳や20歳といった年齢で途切れることのないよう、20代・30代までの若者への支援も新たに対象とします。また、「こども」「若者」「子育て当事者」が、それぞれの希望に応じて幸せな状態を実現し、好循環を生み出せるよう、市民・行政・事業者など地域社会全体がつながり、子育てを支える環境づくりを推進します。

- ① 妊婦や乳幼児等の健康増進と教育・保育の充実
- ② 学校生活の充実とこどもの居場所づくりの推進
- ③ ライフイベントにおける若者の支援
- ④ こどもの権利や体験の場の確保
- ⑤ 地域ぐるみでの子育て支援の推進



# 計画の体系

## めざす姿

地域で共に支え合い 誰もが笑顔で  
心身とも健康に暮らせるまち

基本目標 ※健康・福祉分野の各計画が横断的に取り組む目標

### 1 つながりのある地域づくり

#### 1-1 社会参加の促進

ライフステージなどに応じたアプローチ、誰もが活動しやすい活動設計（柔軟性のある参加形態）、小さな一歩の促進

#### 1-2 交流・活動の拠点づくり

イベント等交流の場づくり、身近で集う拠点・居場所づくり、情報提供の充実

#### 1-3 移動手段の充実

新たな交通手段の仕組みづくり、既存資源の活用、住民互助による移動支援サービスの促進

### 2 支え合いの仕組みづくり

#### 2-1 意識啓発・人材育成

「自分ごと」として考えられる工夫、福祉のイメージの改善、福祉教育の充実

#### 2-2 災害時に備えた体制強化

災害時の対応に向けた体制整備、地域防災力の強化

### 3 誰一人取り残さない体制づくり

#### 3-1 包括的な支援体制づくり

相談窓口の充実、各分野の相談窓口の連携強化

#### 3-2 健康・福祉サービスの充実

複合的な課題（8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等）や生活困窮、権利擁護、再犯防止など様々な課題に応じた支援の充実

## 各分野の方針

### 1 地域福祉

- 1 地域における助け合い・支え合いの推進
- 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備
- 3 必要な支援が適切に届く仕組みの構築
- 4 切れ目のない継続的な支援体制の強化
- 5 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】
- 6 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

### 2 健康づくり

- 1 生活習慣の改善
- 2 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 3 食育の推進
- 4 歯科口腔保健の推進
- 5 自殺対策の推進

### 3 高齢者福祉

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 介護予防と社会参加の推進
- 3 地域での生活の継続
- 4 持続可能な仕組みづくり

### 4 障がい者福祉

- 1 地域での自立生活への支援の推進
- 2 社会参加の支援・促進
- 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

### 5 子育て支援

- 1 妊婦や乳幼児等の健康増進と教育・保育の充実
- 2 学校生活の充実とこどもの居場所づくりの推進
- 3 ライフイベントにおける若者の支援
- 4 こどもの権利や体験の場の確保
- 5 地域ぐるみでの子育て支援の推進

※「健康づくり」「高齢者福祉」「障がい者福祉」「子育て支援」については、各個別計画で推進します

# 地域福祉分野における施策

## 1 地域における助け合い・支え合いの推進

### ① 地域福祉を担う人材の育成・確保

地域福祉を担う人材の育成・確保につながるよう、各種ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティアセンターでは、ボランティアのやりがいや楽しさを多様な手法で周知啓発します。また、子どもが思いやりの心や豊かな人間性を育めるよう、小・中学生等を対象として、福祉サマースクールや高齢者の疑似体験等の福祉教育を実施します。

### ② ボランティア・市民活動団体等の活性化支援

身近な場所で気軽に相談できる環境を整えるため、民生委員・児童委員の活動を支援するほか、ふれあい会議を地域ごとに開催するなど、地域課題の把握と新たなサービスの実現につなげます。また、団体同士の研修会や情報交換の実施、会議室等の貸出しや市民活動に関する情報収集・発信機能の強化などにより、ボランティア・市民活動団体等の活動を支援します。

### ③ 誰もが気軽に交流できる場づくり

地域の特性を生かした憩いの場や公園の整備、コミュニティ活動（多世代交流イベント等）の支援など、誰もが気軽に交流できる場づくりを推進します。また、地域コミュニティの活性化や安心・安全なまちづくりを推進するため、自治会等の活動を支援します。

### ④ 小学校区ごとの地域づくり

小学校区ごとの地域特性を生かし、地域に根ざした福祉活動が推進されるよう、地区社会福祉協議会の活動を支援します。また、小学校区内の多様な主体が協力・連携し、地域課題の解決や魅力創出に取り組める環境を整えるため、小学校区まちづくり協議会の設立及び活動を支援します。

## 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### ① 要配慮者に対する災害時・緊急時の支援

緊急時の支援として緊急通報装置の貸与を行うほか、市民一人ひとりの防災意識を高めるため、防災講話や広報等による啓発活動を行うとともに、備蓄体制の強化など、地域防災力の向上を図ります。また、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な要支援者ごとの個別避難計画を作成し、支援者と情報を共有することで、誰もが安全に避難できる体制を強化します。

### ② 防犯意識の向上及び対策の充実

市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、防犯講話等の開催、防犯情報の発信、住宅用防犯対策設備の設置支援などを行います。また、地域の安心・安全を実現するため、自治会等に対して青色防犯パトロール車の貸出や関係物品の貸与などを行い、防犯活動を支援します。市の施設についても、防犯カメラの設置等の防犯対策を適切に行います。

### ③ 生活困窮者等に対する支援

生活困窮者等を適切な支援につなげるため、一人ひとりの状況に合わせて、住居確保や就労を支援するなど関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。また、学習支援や食事の提供を行う団体等との連携会議を開催し、地域と一体となった課題解決に取り組めます。



## 4 移動手段の充実

誰もが安心して移動できる地域を目指し、コミュニティバスの利便性の向上を図るとともに、福祉タクシーや福祉有償運送など、移動に困難を抱える人の外出を支援します。また、既存の公共交通にとられない、地域が主体となった移動手段など、新たな移動手段を導入します。

## 5 様々な生活課題を早期発見につなげる環境整備

高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、高齢者の見守りを行う協定事業者・団体等の拡充や、住民主体の交流機会を推進します。また、児童生徒や保護者、教員を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、相談内容に応じて関係機関と連携を図ります。さらに、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会と連携・情報共有を図り、誰もが気軽に相談できる環境を整備するとともに、支援が必要な人の早期発見につなげます。

# 3

## 必要な支援が適切に届く仕組みの構築

### 1 わかりやすい福祉情報の提供・共有

「しろい保健福祉ガイドブック」を作成し、各センターへの配架やホームページでの公開を通じて、保健福祉制度や相談窓口等、保健や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。また、高齢者や障がいのある人、外国人市民も情報が取得できるよう、ホームページやSNS、メール配信等、多様なツールを活用した情報発信を行います。

### 2 多機関協働のネットワークの構築

福祉関係団体やNPO、他分野の事業者など、地域の多様な主体が参加するふれあい会議等を開催し、地域課題の共有や解決に向けた体制づくりを進めます。あわせて、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者の地域ケア会議や多職種連携研修等を開催します。



# 4

## 切れ目のない継続的な支援体制の強化

### 1 包括的な相談支援体制の充実

地域包括支援センターや基幹相談支援センター、こども家庭センターなど市役所の相談窓口においては、市民からの相談に対して、まずは内容を伺い受け止める「断らない相談窓口」として、市民が利用しやすい相談体制を整備します。また、くらしと仕事のサポートセンターにおける相談については、LINEを活用した相談を行うとともに、支援調整会議を開催し、庁内の連携体制を構築します。さらに、多様化・複雑化する支援ニーズに迅速かつ適切に対応するため、(仮称)重層的支援調整会議を設置し、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

### 2 参加支援

既存の制度では対応できない狭間の個別ニーズ(ひきこもり等)に対応するため、地域資源の活用や企業と連携した就労体験の提供、交流機会の創出など、社会とのつながりに向けた支援を行います。

### 3 地域づくりに向けた支援

地域のつながりを深めるため、住民同士が交流できる場や機会の確保・拡充を図ります。また、各小学校区での課題解決や魅力づくりに向け、地区社会福祉協議会や小学校区まちづくり協議会の活動を支援し、地域の多様な主体が協力・連携できる体制を整備します。

## 5

## 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

## ① 権利擁護に関する理解の促進

権利擁護に関する講演会を開催するなど成年後見制度の普及啓発を行うほか、成年後見制度に関する相談窓口として、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、中核機関の周知を行います。



## ② 成年後見制度の利用促進

各相談窓口において、意思表示が困難な高齢者や障がいのある人の権利を擁護するため、権利擁護や成年後見制度に関する相談支援を行います。また、成年後見制度の申立費用や報酬の助成、申立手続きの支援を行うなど、成年後見制度の利用を促進します。

## ③ 地域連携ネットワークの構築

令和7年4月1日より高齢者福祉課と障害福祉課に設置した、成年後見制度の中核機関において、包括的な相談支援体制や適切な支援を実施するためのコーディネート機能の充実を図ります（中核機関とは、権利擁護支援を必要とする方を適切な支援につなげるため、地域の多様な分野・主体が連携する「地域連携ネットワーク」の中心となってコーディネートを担う機関）。

## 6

## 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

## ① 再犯等に係る意識啓発

薬物事犯者の再犯率が高いことを踏まえて、薬物乱用がもたらす薬物依存症の危険性について意識啓発を行います。また、保護司等と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の取組を通じて、再犯防止に関する意識啓発を推進します。

## ② 相談支援体制の充実

こども家庭センターやくらしと仕事のサポートセンター等において、様々な課題を抱え支援が必要な人の相談に応じ、関係機関と連携して適切な支援につなげます。また、近隣市や就労支援専門機関（千葉県ジョブサポートセンター、ジョブカフェちば）等と連携し、就労支援セミナーや就職面接会等を開催します。

## ③ 関係団体・関係機関との連携等

保護司の必要性に関する周知啓発や活動場所の確保など、印西地区保護司会及び保護司の活動を支援します。また、福祉・保健・医療・教育・警察など多様な関係機関との連携を強化し、児童虐待等の問題に対する未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

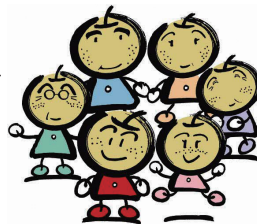
白井市第3次地域福祉計画 概要版  
令和8年3月 発行

編集・発行 白井市 福祉部 社会福祉課  
〒270-1492 千葉県白井市復1123

電話 047-492-1111 (代表)

F A X 047-492-3033

e-mail syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp



本編はこちらから  
ご確認ください！